

# 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業

香川県内第45号（平成29年6月20日認定決定）

## 株式会社 シニアライフアシスト（高松市）



企業が次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を策定し、一定の要件を満たした場合に、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定を受けると、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺、ホームページ、求人広告等に使用することができます。

### 計画期間中の主な取組

◆労働者数 76人（うち女性 58人）

◆計画期間 平成27年4月1日から平成29年3月31日

#### [両立支援に関する制度・取組]

- 育児のための所定外労働の制限は、子が小学校就学始期まで利用できます。
- 子の看護休暇は、小学校就学前の子が1人の場合、年に7日間取得できます。

#### [年次有給休暇の取得促進のための取組]

- 全職員の年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均年間5日以上とする目標を掲げ、以下の取組みを行った結果、計画期間前と比較して取得日数が大幅に増加しました。

- ・「有給取得推進会議」を開催し、現状と対策について話し合いました。
- ・有給休暇取得率30%未満の職員に対し、「年次有給休暇に関するアンケート」を実施し、阻害要因を検証しました。
- ・年次有給休暇の計画的付与制度を導入しました。

#### [計画期間中の育児休業取得状況]

- 計画期間中に、女性職員3名、男性職員1名が育児休業を取得、男女ともに育児休業取得率は100%でした。

#### 企業からひとこと

会社も社員も一期一会。出逢いを大切にし、「この会社で働いてよかった」と思える居場所作りをしていきたいと考えています。

今後も社員のワーク・ライフ・バランスの充実に向けて、会社として取組を続けていきたいと思えます。



社内初の男性育児休業取得者とお子さん

一般事業主行動計画の取組・認定申請等については

香川労働局雇用環境・均等室(TEL087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎2階

香川労働局 ホームページ <http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>